

政令第 号

特定商取引に関する法律施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第一項第二号、第三項及び第四項、第六条第四項、第二十六条第三項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第五十二条第三項、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十八条並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第一条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（特定顧客の誘引方法）」に改め、同条第一号中「若しくは電報」を「、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法」と改め、同条第二号中「若しくは電報」を「、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法」に改める。

第二条第一号中「若しくは電報」を「、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法」に改め、同条第二号中「又は電報」を「、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電磁的方法」に改める。

第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（指定商品等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（勧誘目的を告げない誘引方法）

第三条の二 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。

第四条の前に見出しとして「（契約の申込みの撤回等ができない指定商品）」を付する。

第七条第一項中「（以下この条において「電磁的方法」という。）」を削り、「電磁的方法」を「同項前段に規定する方法」に改め、同条第二項中「電磁的方法により電磁的方法」を「法第十三条第二項

前段に規定する方法により同項前段に規定する方法」に、「法第十三条第二項」を「同項」に、「電磁的方法によつて」を「同項前段に規定する方法によつて」に改める。

第八条第二号及び第三号中「相手方をいう」を「者に限る」に改める。

第九条中「若しくは電報」を「、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法」に改める。

第十条中「相手方をいう」を「者に限る」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(商品販売契約の解除を行うことができないとき)

第十条の二 法第四十条の二第二項第四号の政令で定めるときは、連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときとする。

第十七条の表以外の部分中「連鎖販売業を行う者(統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者に限る。以下同じ。)」を「一般連鎖販売業」に改め、同条の表連鎖販売業を行う者の項中「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(密接関係者)

第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者

二 業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者

三 法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提

供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者

第十八条第一項中「法第六十六条第一項」を「法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二及び第六十六条第一項から第三項まで」

に、「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業者」に、「第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、

第四十六条、第四十七条、第五十六条、第五十七条及び第六十六条第一項」を「第六条の二、第七条、第

八条、第三十四条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、

第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条及び第六十六条第

一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、

第四十七条、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項」を「第六条の二、第七条、第八条、第三十条の二、第三十六条の二、第三十八条、第三十九条、第四十三条の二、第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十六条第一項から第三項まで」に改める。

別表第一中第五十五号を第五十七号とし、第三十九号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、第三十八号の二を第四十号とし、第十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第九号中「太陽光発電装置」の下に「その他の発電装置」を加え、同号を同表第十号とし、同表第八号の次に次の一号を加える。

九 家庭用石油タンク並びにその部品及び附属品

別表第三第四号中ホをへとし、イからニまでを口からホまでとし、口の前に次のように加える。

イ 家庭用石油タンク

別表第三第八号口中「太陽光発電装置」の下に「その他の発電装置」を加える。

別表第三中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同表第十五号中「測量」の下に「、整地又は除草」を加え、同号を同表第十七号とし、同表中第十四号を第十六号と

し、第十三号を第十五号とし、同表第十二号中リを又とし、八からチまでをニからリまでとし、同号口中「太陽光発電装置」の下に「その他の発電装置」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 家庭用石油タンク

別表第三中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の二を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 次に掲げる物品の取り外し又は撤去

イ 家庭用電気機械器具

ロ 防虫剤、殺虫剤、防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。）並びにかび防止剤及び防湿剤

ハ 太陽熱利用冷温熱装置

ニ 浄化槽

（割賦販売法施行令の一部改正）

第二条 割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の見出しを「（契約の申込みの撤回等ができない指定商品）」に改め、同条第一項中「（法

第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。」を「、第二十九条の三の三第一項前段及び第三十条の二の三第一項前段」に改め、同条第二項中「（法第二十九条の四第一項及び第三十条の六において準用する場合を含む。）」を「、第二十九条の三の三第一項第三号及び第三十条の二の三第一項第三号」に改める。

第十三条の四中「第十三条の六」を「第十三条の七」に改める。

別表第一中第五十二号を第五十四号とし、第十三号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 太陽光発電装置その他の発電装置

別表第一中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 ビラ、パンフレット、カタログその他これらに類する印刷物

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六

年十一月十一日）から施行する。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 特定商取引に関する法律（以下この条において「法」という。）第四条、第十三条、第十八条及び第二十条の規定は、次に掲げる契約の申込みについては、適用しない。

一 この政令の施行前に販売業者が追加指定商品（この政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）別表第一に掲げる物品のうち、この政令による改正前の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）別表第一に掲げられていないものをいう。以下この条において同じ。）につき受けた売買契約の申込み

二 この政令の施行前に役務提供事業者が追加指定役務（新令別表第三に掲げる役務のうち、旧令別表第三に掲げられていないものをいう。以下同じ。）につき受けた役務提供契約の申込み

2 法第五条、第十条、第十九条及び第二十五条の規定は、この政令の施行前に追加指定商品又は追加指定役務につき締結された売買契約又は役務提供契約については、適用しない。

3 法第九条及び第二十四条の規定は、この政令の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が追加指定商

品若しくは追加指定役務につき受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る
売買契約若しくは役務提供契約がこの政令の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務
提供契約又はこの政令の施行前に追加指定商品若しくは追加指定役務につき締結された売買契約若しくは
役務提供契約については、適用しない。

(割賦販売法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 割賦販売法(以下「法」という。)第四条、第五条、第六条、第二十九条の三及び第三十条の二の
規定は、この政令の施行前に締結した契約で、法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に
規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る販売の方法(以下「割
賦販売等の方法」という。)により追加指定商品(この政令による改正後の割賦販売法施行令別表第一第
十一号又は第十四号に掲げる指定商品をいう。以下同じ。)を販売するものについては、適用しない。

2 法第四条の三、第二十九条の三の二及び第三十条の二の二の規定は、この政令の施行前に割賦販売業者
、ローン提携販売業者又は割賦購入あっせん関係販売業者が受けた申込みで、割賦販売等の方法により追
加指定商品を販売する契約に係るものについては、適用しない。

3 法第四条の四、第二十九条の三の三及び第三十条の二の三の規定は、この政令の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者若しくは割賦購入あっせん関係販売業者が受けた申込みで割賦販売等の方法により追加指定商品を販売する契約に係るもの若しくは当該申込みに係る契約がこの政令の施行後に締結された場合における当該契約又はこの政令の施行前に締結した契約で割賦販売等の方法により追加指定商品を販売するものについては、適用しない。

4 法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この政令の施行前に購入者が法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法により購入する契約を締結した追加指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。

5 法第三十条の二の四及び第三十条の三の規定は、この政令の施行前に締結した契約で法第二条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る販売の方法により追加指定商品を販売するものに係る割賦購入あっせんについては、適用しない。

6 法第三十条の四及び第三十条の五の規定は、この政令の施行前に購入者が法第二条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る購入の方法により購入する契約を締結した追加指定商品に係る支払分又は弁済金に

ついては、適用しない。

理由

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行に伴い、訪問販売等に係る誘引方法、連鎖販売取引に係る商品販売契約の解除を行うことができないとき等について定めるとともに、訪問販売等に係る指定商品及び指定役務並びに割賦販売等に係る指定商品を追加する等の必要があるからである。